

## 介護老人保健施設桑の実 指定介護予防訪問リハビリテーション運営規程

運営規定設置の主旨	職員の服務規律
事業の目的	職員の質の確保
運営の方針	職員の勤務条件
施設の名称及び所在地等	職員の健康管理
従業者の職種、員数	衛生管理
従業者の職務内容	苦情処理
営業日及び営業時間	守秘義務及び個人情報保護
介護予防訪問リハビリテーションの内容	感染症対策
利用料及びその他費用	業務継続に向けた取り組み
通常の事業の実施地域	ハラスメント対策
高齢者虐待防止等のための取り組み	その他運営に関する重要事項
利用に当たっての留意事項	附則
事故発生の防止及び発生時の対応	

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人淀井病院が開設する介護老人保健施設桑の実 介護予防訪問リハビリテーション（以下、「当施設」という。）が実施する介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 当施設は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の自宅を訪問して、心身の機能の維持向上を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

### (運営の方針)

- 第3条 当施設は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法等その必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持向上を図ることとする。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
  - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当施設では、利用者がそれぞれ心身の状況にあった生活を過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は扶養者等に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は扶養者の了解を得ることとする。
  - 7 前項の外、介護保険法に定める人員、設備、運営に関する基準に定める内容を遵守し、施設の運営を図るものとする。

### (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 桑の実 介護予防訪問リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成24年7月1日
- (3) 所在地 大阪市東住吉区桑津四丁目4番5号
- (4) 電話番号 06-6710-7555 FAX番号06-6710-7558

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者（医師） 1人（常勤）
- (2) 理学療法士又は作業療法士 0.5人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・扶養者等に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- (2) 理学療法士・作業療法士は、医師の指示・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、リハビリテーションを指導・訓練・記録等の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月31日より翌年の1月3日までは休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分より午後5時までとする。

(介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第8条 介護予防訪問リハビリテーションは、医師の指示・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づいて、利用者の心身の機能の維持向上を図る。

(利用料及びその他費用)

第9条 利用料及びその他費用を以下のとおりとする。

- (1) 当施設は、法定代理受領サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問リハビリテーションについて介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる指定介護予防訪問リハビリテーション費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- (2) 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

事業所から片道20円×km

- (4) 当施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は扶養者に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、利用者又は扶養者の同意を得る。
- (5) 利用料等の支払いを受けたときは個別の費用ごとに区分し記載した領収書を交付する。
- (6) 当施設は、第3項に定める利用料について経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の一ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額

に変更する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、東住吉区・阿倍野区・生野区・平野区とする。

(高齢者虐待防止等のための取り組み)

第11条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整備し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。またあらゆる場面を想定し、防止に向けた訓練を実施する
- 3 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 5 虐待防止委員会と担当者を設置し、積極的に虐待防止に取り組む体制を構築する。

(利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の介護予防訪問リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 利用者は秩序ある介護予防訪問リハビリテーションを通じて自己を高め障害等の回復に努めなければならない。
- ・ 介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供を受けるにあたり、身の回りの美化に努めなければならない。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 住所、扶養者等変更を生じたときは、すみやかに施設に届けなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 サービスの提供等を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに当施設医師への連絡を行い、指示を求める。また、施設医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 当施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人淀井病院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する設備等は衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための

指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(苦情処理)

- 第19条 介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処する為に、必要な措置を講ずるとともに、その内容を掲示等の方法により公表するものとする。
- 2 当施設は苦情の窓口を設置するとともに、施設以外の相談窓口(地域包括支援センター、東住吉区、大阪市、大阪府および国民健康保険団体連合会)を掲示する。
  - 3 当施設は提供した介護予防訪問リハビリテーションに関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 4 当施設は介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第20条 職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は扶養者等の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(感染症対策)

- 第21条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の強化に努める事とする。当施設は、職員の感染症対策のために年2回研修の機会を設けるものとし、また、現行の委員会の開催、指針の整備、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(業務継続に向けた取組)

- 第22条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるガイドラインを構築する観点から、当施設の業務継続計画(BCP)を策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(ハラスメント対策)

- 第23条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化し、必要な対策を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第24条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報の保護については、施設内に掲示する。
- 2 当施設は、介護予防訪問リハビリテーションに関する記録を整備し、介護予防訪問リハビリテーションを提供した日から5年間保存するものとする。
  - 3 認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、当施設での認知症に係る取り組み、研修の受講状況等について、介護サービス情報公表制度において公表するものとする。
  - 4 介護予防訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人淀井病院と当事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

1. この運営規程は、平成24年7月1日より施行する。
2. この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。
3. この運営規程は、平成30年10月1日より施行する。
4. この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。

## 介護老人保健施設桑の実 指定訪問リハビリテーション運営規程

運営規定設置の主旨	職員の服務規律
事業の目的	職員の質の確保
運営の方針	職員の勤務条件
施設の名称及び所在地等	職員の健康管理
従業者の職種、員数	衛生管理
従業者の職務内容	苦情処理
営業日及び営業時間	守秘義務及び個人情報保護
訪問リハビリテーションの内容	感染症対策
利用料及びその他費用	業務継続に向けた取り組み
通常の事業の実施地域	ハラスメント対策
高齢者虐待防止等のための取り組み	その他運営に関する重要事項
利用に当たっての留意事項	附則
事故発生の防止及び発生時の対応	

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人淀井病院が開設する介護老人保健施設桑の実 訪問リハビリテーション（以下、「当施設」という。）が実施する訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の自宅を訪問して、心身の機能の維持向上を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

### (運営の方針)

- 第3条 当施設は、訪問リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法等その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持向上を図ることとする。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
  - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当施設では、利用者がそれぞれ心身の状況にあった生活を過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は扶養者等に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は扶養者の了解を得ることとする。
  - 7 前項の外、介護保険法に定める人員、設備、運営に関する基準に定める内容を遵守し、施設の運営を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 桑の実 訪問リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成24年7月1日
- (3) 所在地 大阪市東住吉区桑津四丁目4番5号
- (4) 電話番号 06-6710-7555 FAX番号06-6710-7558

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者(医師) 1人(常勤)
- (2) 理学療法士又は作業療法士 0.5人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・扶養者等に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- (2) 理学療法士・作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、リハビリテーションを指導・訓練・記録等の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月31日より翌年の1月3日までは休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分より午後5時までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第8条 訪問リハビリテーションは、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づいて、利用者の心身の機能の維持向上を図る。

(利用料及びその他費用)

第9条 利用料及びその他費用を以下のとおりとする。

- (1) 当施設は、法定代理受領サービスに該当する訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該訪問リハビリテーションについて介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該施設に支払われる指定訪問リハビリテーション費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- (2) 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

事業所から片道20円×km

- (4) 当施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は扶養者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者又は扶養

者の同意を得る。

(5) 利用料等の支払いを受けたときは個別の費用ごとに区分し記載した領収書を交付する。

(6) 当施設は、第3項に定める利用料について経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の一ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、東住吉区・阿倍野区・生野区・平野区とする。

(高齢者虐待防止等のための取り組み)

第11条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整備し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。またあらゆる場面を想定し、防止に向けた訓練を実施する
- 3 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 5 虐待防止委員会と担当者を設置し、積極的に虐待防止に取り組む体制を構築する。

(利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の訪問リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 利用者は秩序ある訪問リハビリテーションを通じて自己を高め障害等の回復に努めなければならない。
- ・ 訪問リハビリテーションのサービス提供を受けるにあたり、身の回りの美化に努めなければならない。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 住所、扶養者等変更を生じたときは、すみやかに施設に届けなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 サービスの提供等を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに当施設医師への連絡を行い、指示を求める。また、施設医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 当施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人淀井病院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する設備等は衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(苦情処理)

第19条 訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処する為に、必要な措置を講ずるとともに、その内容を掲示等の方法により公表するものとする。

- 2 当施設は苦情の窓口を設置するとともに、施設以外の相談窓口(地域包括支援センター、東住吉区、大阪市、大阪府および国民健康保険団体連合会)を掲示する。
- 3 当施設は提供した訪問リハビリテーションに関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当施設は訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は扶養者等の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(感染症対策)

第21条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の強化に努める事とする。当施設は、職員の感染症対策のために年2回研修の機会を設けるものとし、また、現行の委員会の開催、指針の整備、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(業務継続に向けた取組)

第22条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるガイドラインを構築する観点から、当施設の業務継続計画(BCP)を策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(ハラスメント対策)

第23条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化し、必要な対策を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報の保護については、施設内に掲示する。

- 2 当施設は、訪問リハビリテーションに関する記録を整備し、訪問リハビリテーションを提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、当施設での認知症に係る取り組み、研修の受講状況等について、介護サービス情報公表制度において公表するものとする
- 4 訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人淀井病院と当事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 1・ この運営規程は、平成24年7月1日より施行する。
- 2・ この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。
- 3・ この運営規程は、平成30年10月1日より施行する。
- 4・ この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。

## 介護老人保健施設 桑の実 指定介護予防短期入所療養介護運営規程

運営規定設置の主旨	職員の服務規律
施設の目的	職員の質の確保
運営の方針	職員の勤務条件
施設の名称及び所在地等	職員の健康管理
従業者の職種、員数	衛生管理
従業者の職務内容	苦情処理
利用定員	守秘義務及び個人情報保護
介護予防短期入所療養介護の内容	栄養管理
利用料及びその他費用	口腔衛生
通常の送迎の実施地域	感染症対策
身体拘束の原則禁止の項	業務継続に向けた取り組み
高齢者虐待防止等のための取り組み	ハラスメント対策
褥瘡防止対策	認知症に係る基礎的な研修の受講
施設の利用に当たっての留意事項	その他運営に関する重要事項
非常災害対策	附則
事故発生の防止及び発生時の対応	

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人淀井病院が開設する介護老人保健施設桑の実（以下「当施設」という。）が実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (施設の目的)

第2条 当施設は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、介護予防支援事業者等、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者がそれぞれ心身の状況にあった生活を過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は扶養者等に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要

に応じて利用者又は扶養者の了解を得ることとする。

- 7 前項の外、介護保険法に定める人員、設備、運営に関する基準に定める内容を遵守し、施設の運営を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1)施設名 介護老人保健施設桑の実
- (2)開設年月日 平成11年11月1日
- (3)所在地 大阪市東住吉区桑津4丁目4番5号
- (4)電話番号 06-6710-7555 FAX番号06-6710-7558
- (5)介護保険指定番号 介護老人保健施設(2750880029)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1)管理者 1人
- (2)医師 1人(常勤)
- (3)看護職員 10人以上
- (4)介護職員 24人以上
- (5)支援相談員 1人以上
- (6)理学療法士又は作業療法士 1人以上
- (7)管理栄養士又は栄養士 1人以上
- (8)介護支援専門員 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の健康管理、保健衛生及び医療看護、介護等についてのすべての業務にあたり、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行うと共に理学療法士、作業療法士の補佐にあたる。
- (5) 支援相談員は、利用者及び扶養者等からの相談に適切に応じるとともに、地域包括支援センター及び市町村との連携を図るほか、利用者の生活内容の充実を計るための企画と実施並びに記録等の業務にあたる。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションを指導・訓練・記録等の業務にあたる。
- (7) 管理栄養士又は栄養士が、利用者の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画の作成を行い、その有する能力、環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(利用定員)

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用定員は、介護保健施設サービスの定員数より実入所者を差し引いた数とする。なお、当該事業と一体的に指定短期入所療養介護を実施する場合には、介護保健施設サービスの定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(介護予防短期入所療養介護のサービス内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護のサービスは、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の支援を行い、管理栄養士、又は栄養士等により栄養状態の管理を行うものとする。

- 2 リハビリテーション実施計画に基づきリハビリテーションを行う。
- 3 生活援助のための日常動作訓練を行う。
- 4 教養娯楽のための催し、理美容等の日常サービスを行う。
- 5 医師の指示に基づく療養食を提供する。

(利用料及びその他費用)

第9条 利用料及びその他費用を以下のとおりとする。

- (1) 当施設は、法定代理受領サービスに該当する介護予防短期入所療養介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該介護予防短期入所療養介護について介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる指定介護予防短期入所療養介護費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- (2) 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防入所療養介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、別表利用料一覧表に掲げる費用の額の支払いを受ける。その項目は滞在費・食費、利用者が選定する特別な室料、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等である。(別表参照)
- (4) 食事に要する費用及び滞在に要する費用について、介護保険法施行規則第97条の4の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。ただし、一ヶ月あたりの区分支給限度額を超えたサービス分は基準費用額を徴収する。なお、滞在に要する費用について、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第127号)により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- (5) 当施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は扶養者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得る。
- (6) 利用料等の支払いを受けたときは、個別の費用ごとに区分し記載した領収書を交付する。
- (7) 当施設は、第3項に定める利用料について経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の一ヶ月前までに文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、大阪市の区域とする。

(身体拘束の原則禁止の項)

第11条 当施設は、身体拘束ゼロに向けて委員会を設置して積極的に取り組み、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。

- 2 職員は身体拘束の弊害を熟知し、身体拘束を誘発する状況を減らし、環境整備・応援態勢の確保に十分留意する。
- 3 職員は常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合とし、その態様及び時間、理由を記録する。

(高齢者虐待防止等のための取り組み)

第12条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整備し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。またあらゆる場面を想定し、防止に向けた訓練を実施する
- 3 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 5 虐待防止委員会と担当者を設置し、積極的に虐待防止に取り組む体制を構築する。

(褥瘡防止対策)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
  - ・ 利用者は互いに助け合って明るく楽しい、秩序ある療養生活を通じて自己を高め心身機能の向上に努めなければならない。
  - ・ 明るく楽しい療養生活を過ごすために、他の利用者に迷惑をかけないように努めなければならない。
  - ・ 療養生活を快適にするために、身の回りの美化に努めなければならない。
  - ・ 面会人は、必ず面会簿に記入して、談話室で面会するように努めなければならない。
  - ・ 外出するときは、所定の用紙に記入し施設の許可を得なければならない。
  - ・ 施設内は禁煙とする。
  - ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
  - ・ 住所、扶養者等の変更が生じたときは、すみやかに施設に届けなければならない。
  - ・ 施設内の備品等を無断で持ち出してはいけない。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火気・消防等についての責任者を定める。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回  
(うち1回は、夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 非常災害用設備の使用法の徹底 ……随時  
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることから、地域住民に参加を促し防災訓練を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第16条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、かかりつけの医師又は協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
  - 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 当施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人淀井病院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、害虫防除を行う。

(苦情処理)

第22条 介護予防短期入所療養介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処する為に、必要な措置を講ずるとともに、利用者からの苦情を受けやすくする為に苦情箱を設置し、迅速適切に対応し、その内容を掲示等の方法により公表するものとする。

- 2 当施設は苦情の窓口を設置するとともに、施設以外の相談窓口(地域包括支援センター、東住吉区、大阪市、大阪府および国民健康保険団体連合会)を掲示する。
- 3 当施設は提供した短期入所療養介護に関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当施設は短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は扶養者等の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(栄養管理)

第24条 利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生管理)

第25条 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(感染症対策)

第26条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の強化に努める事とする。当施設は、職員の感染症対策のために年2回研修の機会を設けるものとし、また、現行の委員会の開催、指針の整備、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(業務継続に向けた取組)

第27条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるガイドラインを構築する観点から、当施設の業務継続計画(BCP)を策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(ハラスメント対策)

第28条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化し、必要な対策を実施する。

(認知症に係る基礎的な研修の受講)

第29条 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、当施設の従事者の認知症対応力を向上させていくため、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第30条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護については、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、介護予防短期入所療養介護に関する記録を整備し、介護予防短期入所療養介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、当施設での認知症に係る取り組み、研修の受講状況等について、介護サービス情報公表制度において公表するものとする。
- 5 介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人淀井病院と介護老人保健施設桑の実の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 1• この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 2• この運営規程は、平成20年4月1日より施行する。
- 3• この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 4• この運営規程は、平成23年7月1日より施行する。
- 5• この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。
- 6• この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 7• この運営規程は、平成28年4月1日より施行する。
- 8• この運営規程は、平成29年3月1日より施行する。
- 9• この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 10• この運営規程は、令和5年3月1日より施行する。

## 介護老人保健施設 桑の実 指定短期入所療養介護運営規程

運営規定設置の主旨	職員の服務規律
施設の目的	職員の質の確保
運営の方針	職員の勤務条件
施設の名称及び所在地等	職員の健康管理
従業者の職種、員数	衛生管理
従業者の職務内容	苦情処理
利用定員	守秘義務及び個人情報保護
短期入所療養介護の内容	栄養管理
利用料及びその他費用	口腔衛生
通常の送迎の実施地域	感染症対策
身体拘束の原則禁止の項	業務継続に向けた取り組み
高齢者虐待防止等のための取り組み	ハラスメント対策
褥瘡防止対策	認知症に係る基礎的な研修の受講
施設の利用に当たっての留意事項	その他運営に関する重要事項
非常災害対策	附則
事故発生の防止及び発生時の対応	

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人淀井病院が開設する介護老人保健施設桑の実（以下「当施設」という。）が実施する短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者がそれぞれ心身の状況にあった生活を過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は扶養者等に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに

則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は扶養者の了解を得ることとする。

- 7 前項の外、介護保険法に定める人員、設備、運営に関する基準に定める内容を遵守し、施設の運営を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1)施設名 介護老人保健施設 桑の実
- (2)開設年月日 平成11年11月1日
- (3)所在地 大阪市東住吉区桑津4丁目4番5号
- (4)電話番号 06-6710-7555 FAX番号06-6710-7558
- (5)介護保険指定番号 介護老人保健施設(2750880029)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人(常勤)
- (3) 看護職員 10人以上
- (4) 介護職員 24人以上
- (5) 支援相談員 1人以上
- (6) 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- (7) 管理栄養士又は栄養士 1人以上
- (8) 介護支援専門員 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の健康管理、保健衛生及び医療看護、介護等についてのすべての業務にあたり、利用者の短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画に基づく介護を行うと共に理学療法士、作業療法士の補佐にあたる。
- (5) 支援相談員は、利用者及び扶養者等からの相談に適切に応じるとともに、地域包括支援センター及び市町村との連携を図るほか、利用者の生活内容の充実を計るための企画と実施並びに記録等の業務にあたる。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションを指導・訓練・記録等の業務にあたる。
- (7) 管理栄養士又は栄養士が、利用者の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画の作成を行い、その有する能力、環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護の利用定員は、介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し

引いた数とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所療養介護を実施する場合には、介護保健施設サービスの定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(短期入所療養介護の内容)

第8条 短期入所療養介護のサービスは、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話をを行い、管理栄養士、又は栄養士等により栄養状態の管理を行うものとする。

- 2 リハビリテーション実施計画に基づきリハビリテーションを行う。
- 3 生活援助のための日常動作訓練を行う。
- 4 教養娯楽のための催し、理美容等の日常サービスを行う。
- 5 医師の指示に基づく療養食を提供する。

(利用料及びその他費用)

第9条 利用料及びその他費用を以下のとおりとする。

- (1) 当施設は、法定代理受領サービスに該当する短期入所療養介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該短期入所療養介護について介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる指定短期入所療養介護費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- (2) 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、別表利用料一覧表に掲げる費用の額の支払いを受ける。その項目は滞在費・食費、利用者が選定する特別な室料、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等である。(別表参照)
- (4) 食事に要する費用及び滞在に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。ただし、一ヶ月あたりの区分支給限度額を超えたサービス分は基準費用額を徴収する。なお、滞在に要する費用について、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第19号)により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- (5) 当施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は扶養者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者又は扶養者の同意を得る。
- (6) 利用料等の支払いを受けたときは、個別の費用ごとに区分し記載した領収書を交付する。
- (7) 当施設は、第3項に定める利用料について経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の一ヶ月前までに文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、大阪市の区域とする。

(身体拘束の原則禁止の項)

第11条 当施設は、身体拘束ゼロに向けて委員会を設置して積極的に取り組み、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。

- 2 職員は身体拘束の弊害を熟知し、身体拘束を誘発する状況を減らし、環境整備・応援態勢の確保に十分留意する。
- 3 職員は常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合とし、その態様及び時間、理由を記録する。

(高齢者虐待防止等のための取り組み)

第12条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整備し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。またあらゆる場面を想定し、防止に向けた訓練を実施する

- 3 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 5 虐待防止委員会と担当者を設置し、積極的に虐待防止に取り組む体制を構築する。

(褥瘡防止対策)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 利用者は互いに助け合って明るく楽しい、秩序ある療養生活を通じて自己を高め障害等の回復に努めなければならない。
- ・ 明るく楽しい療養生活を過ごすために、他の利用者に迷惑をかけないように努めなければならない。
- ・ 療養生活を快適にするために、身の回りの美化に努めなければならない。
- ・ 面会人は、必ず面会簿に記入して、談話室で面会するように努めなければならない。
- ・ 外出するときは、所定の用紙に記入し施設の許可を得なければならない。
- ・ 施設内は禁煙とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 住所、扶養者等の変更が生じたときは、すみやかに施設に届けなければならない。
- ・ 施設内の備品等を無断で持ち出してはいけない。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火気・消防等についての責任者を定める。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回  
(うち1回は、夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・随時  
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることから、地域住民に参加を促し防災訓練を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、かかりつけの医師又は協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 当施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人淀井病院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、害虫防除を行う。

(苦情処理)

第22条 短期入所療養介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処する為に、必要な措置を講ずるとともに、利用者からの苦情を受けやすくする為に苦情箱を設置し、迅速適切に対応し、その内容を掲示等の方法により公表するものとする。

- 2 当施設は苦情の窓口を設置するとともに、施設以外の相談窓口(地域包括支援センター、東住吉区、大阪市、大阪府および国民健康保険団体連合会)を掲示する。
- 3 当施設は提供した短期入所療養介護に関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当施設は短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は扶養者等の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(栄養管理)

第24条 利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生管理)

第25条 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(感染症対策)

第26条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の強化に努める事とする。当施設は、職員の感染症対策のために年2回研修の機会を設けるものとし、また、現行の委員会の開催、指針の整

備、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(業務継続に向けた取組)

第27条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるガイドラインを構築する観点から、当施設の業務継続計画(BCP)を策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(ハラスメント対策)

第28条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化し、必要な対策を実施する。

(認知症に係る基礎的な研修の受講)

第29条 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、当施設の従事者の認知症対応力を向上させていくため、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第30条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報の保護については、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、短期入所療養介護に関する記録を整備し、短期入所療養介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、当施設での認知症に係る取り組み、研修の受講状況等について、介護サービス情報公表制度において公表するものとする
- 5 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人淀井病院と介護老人保健施設桑の実の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 1・ この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 2・ この運営規程は、平成20年4月1日より施行する。
- 3・ この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 4・ この運営規程は、平成23年7月1日より施行する。
- 5・ この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。
- 6・ この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 7・ この運営規程は、平成28年4月1日より施行する。
- 8・ この運営規程は、平成29年3月1日より施行する。
- 9・ この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 10・ この運営規程は、令和5年3月1日より施行する。

## 介護老人保健施設桑の実 指定介護予防通所リハビリテーション運営規程

運営規定設置の主旨	事故発生の防止及び発生時の対応
事業の目的	職員の服務規律
運営の方針	職員の質の確保
施設の名称及び所在地等	職員の勤務条件
従業者の職種、員数	職員の健康管理
従業者の職務内容	衛生管理
営業日及び営業時間	苦情処理
利用定員	守秘義務及び個人情報保護
通所介護予防リハビリテーションの内容	栄養管理
利用料及びその他費用	口腔衛生
通常の事業の実施地域	感染症対策
身体拘束の原則禁止の項	業務継続に向けた取り組み
高齢者虐待防止等のための取り組み	ハラスメント対策
褥瘡防止対策	認知症に係る基礎的な研修の受講
施設の利用に当たっての留意事項	その他運営に関する重要事項
非常災害対策	附則

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人淀井病院が開設する介護老人保健施設桑の実（以下「当施設」という。）が実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 当施設は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、介護予防支援事業者等、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者がそれぞれ心身の状況にあった生活を過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は扶養者等に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は扶養者の了解を得ることとする。
- 7 前項の外、介護保険法に定める人員、設備、運営に関する基準に定める内容を遵守し、施設の運営を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設桑の実
- (2) 開設年月日 平成11年11月1日
- (3) 所在地 大阪市東住吉区桑津4丁目4番5号
- (4) 電話番号 06-6710-7555 FAX番号06-6710-7558
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2750880029)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人(常勤)
- (3) 看護職員 1.2人以上
- (4) 介護職員 4人以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- (6) 管理栄養士 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の健康管理、保健衛生及び医療看護、介護等についてのすべての業務にあたり、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護及び口腔機能改善管理指導計画に基づく指導・訓練・記録等の業務にあたる。
- (4) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行うと共に理学療法士、作業療法士の補佐にあたる。
- (5) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同して運動器機能向上計画書を作成するとともに、リハビリテーションを指導・訓練・記録等の業務にあたる。
- (6) 管理栄養士は利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月31日より翌年の1月3日までは休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時より午後7時までとする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、月平均1日34人とする。なお、当該事業と一体的に指定通所リハビリテーションの事業を実施する場合には、両事業の利用者数の月平均が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 介護予防通所リハビリテーションは、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者の機能の維持回復を図る。

- 2 運動器機能向上計画に基づき、運動器の機能向上のリハビリテーションを実施する。
- 3 栄養ケア計画に基づき、栄養状態改善の栄養管理を実施する。
- 4 口腔機能改善管理指導計画に基づき、口腔機能向上の口腔ケアを実施する。

(利用料及びその他費用)

第10条 利用料及びその他費用を以下のとおりとする。

- (1) 当施設は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所リハビリテーションについて介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる指定介護予防通所リハビリテーション費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- (2) 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所リハビリテーションを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、別表利用料一覧表に掲げる費用の額の支払いを受ける。その項目は食事の提供に要する費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代その他の費用等である。(別表参照)
- (4) 当施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は扶養者に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、利用者又は扶養者の同意を得る。
- (5) 利用料等の支払いを受けたときは個別の費用ごとに区分し記載した領収書を交付する。
- (6) 当施設は、第3項に定める利用料について経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の一ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、大阪市の区域とする。

(身体拘束の原則禁止の項)

第12条 当施設は、身体拘束ゼロに向けて委員会を設置して積極的に取り組み、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。

- 2 職員は身体拘束の弊害を熟知し、身体拘束を誘発する状況を減らし、環境整備・応援態勢の確保に十分留意する。
- 3 職員は常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合とし、その態様及び時間、理由を記録する。

(高齢者虐待防止等のための取り組み)

第13条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整備し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。またあらゆる場面を想定し、防止に向けた訓練を実施する
- 3 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 5 虐待防止委員会と担当者を設置し、積極的に虐待防止に取り組む体制を構築する。

(褥瘡防止対策)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第

- 8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 利用者は互いに助け合って明るく楽しい、秩序ある介護予防通所リハビリテーションを通じて自己を高め心身機能の維持回復に努めなければならない。
  - ・ 明るく楽しい介護予防通所リハビリテーションを過ごすために、他の利用者に迷惑をかけないように努めなければならない。
  - ・ 介護予防通所リハビリテーションで快適に過ごすために、身の回りの美化に努めなければならない。
  - ・ 施設内は禁煙とする。
  - ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
  - ・ 住所、扶養者等変更を生じたときは、すみやかに施設に届けなければならない。
  - ・ 施設内の備品等を無断で持ち出してはいけない。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火気・消防等についての責任者を定める。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回  
(うち1回は、夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・随時  
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることから、地域住民に参加を促し防災訓練を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、かかりつけの医師又は協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 当施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人淀井病院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、害虫防除を行う。

(苦情処理)

第23条 介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処する為に、必要な措置を講ずるとともに、利用者からの苦情を受けやすくする為に苦情箱を設置し、迅速適切に対応し、その内容を掲示等の方法により公表するものとする。

- 2 当施設は苦情の窓口を設置するとともに、施設以外の相談窓口(地域包括支援センター、東住吉区、大阪市、大阪府および国民健康保険団体連合会)を掲示する。
- 3 当施設は提供した介護予防通所リハビリテーションに関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当施設は介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は扶養者等の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(栄養管理)

第25条 利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生管理)

第26条 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(感染症対策)

第27条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の強化に努める事とする。当施設は、職員の感染症対策のために年2回研修の機会を設けるものとし、また、現行の委員会の開催、指針の整備、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(業務継続に向けた取組)

第28条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるガイドラインを構築する観点から、当施設の業務継続計画(BCP)を策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(ハラスメント対策)

第29条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化し、必要な対策を実施する。

(認知症に係る基礎的な研修の受講)

第30条 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、当施設の従事者の認知症対応力を向上させていくため、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第31条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護については、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、介護予防通所リハビリテーションに関する記録を整備し、介護予防通所リハビリテーションを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、当施設での認知症に係る取り組み、研修の受講状況等について、介護サービス情報公表制度において公表するものとする。
- 5 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人淀井病院と介護老人保健施設桑の実の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

1. この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
2. この運営規程は、平成20年4月1日より施行する。
3. この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。
4. この運営規程は、平成23年7月1日より施行する。
5. この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。
6. この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
7. この運営規程は、平成29年3月1日より施行する。
8. この運営規程は、平成30年10月1日より施行する。
9. この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。
10. この運営規程は、令和5年3月1日より施行する。

## 介護老人保健施設桑の実 指定通所リハビリテーション運営規程

運営規定設置の主旨 事業の目的 運営の方針	事故発生の防止及び発生時の対応 職員の服務規律 職員の質の確保
施設の名称及び所在地等 従業者の職種、員数 従業者の職務内容 営業日及び営業時間 利用定員 通所リハビリテーションの内容 利用料及びその他費用 通常の事業の実施地域 身体拘束の原則禁止の項 高齢者虐待防止等のための取り組み 褥瘡防止対策 施設の利用に当たっての留意事項 非常災害対策	職員の勤務条件 職員の健康管理 衛生管理 苦情処理 守秘義務及び個人情報保護 栄養管理 口腔衛生 感染症対策 業務継続に向けた取り組み ハラスメント対策 認知症に係る基礎的な研修の受講 その他運営に関する重要事項 附則

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人淀井病院が開設する介護老人保健施設桑の実（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の心身の機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者がそれぞれ心身の状況にあった生活を過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は扶養者等に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は扶養者の了解を得ることとする。

7 前項の外、介護保険法に定める人員、設備、運営に関する基準に定める内容を遵守し、施設の運営を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 桑の実
- (2) 開設年月日 平成11年11月1日
- (3) 所在地 大阪市東住吉区桑津4丁目4番5号
- (4) 電話番号 06-6710-7555 FAX番号06-6710-7558
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2750880029)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                  |        |      |
|------------------|--------|------|
| (1) 管理者          |        | 1人   |
| (2) 医師           | 1人(常勤) |      |
| (3) 看護職員         | 12人以上  |      |
| (4) 介護職員         | 4人以上   |      |
| (5) 理学療法士又は作業療法士 | 1人以上   |      |
| (6) 管理栄養士        |        | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の健康管理、保健衛生及び医療看護、介護等についてのすべての業務にあたり、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護及び口腔機能改善管理指導計画に基づく指導・訓練・記録等の業務にあたる。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行うと共に理学療法士、作業療法士の補佐にあたる。
- (5) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションを指導・訓練・記録等の業務にあたる。
- (6) 管理栄養士は利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月31日より翌年の1月3日までは休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時より午後7時までとする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、月平均1日34人とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防通所リハビリテーションの事業を実施する場合には、両事業の利用者数の月平均が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者の機能の維持回復を図る。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助(特別入浴介助)を実施する。
- 3 リハビリテーション実施計画に基づき、リハビリテーションを行う。
- 4 栄養ケア計画に基づき、栄養状態の管理を実施する。
- 5 口腔機能改善管理指導計画に基づき、口腔機能向上サービスを実施する。

(利用料及びその他費用)

第10条 利用料及びその他費用を以下のとおりとする。

- (1) 当施設は、法定代理受領サービスに該当する通所リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該通所リハビリテーションについて介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該施設に支払われる指定通所リハビリテーション費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- (2) 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーションを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、別表利用料一覧表に掲げる費用の額の支払いを受ける。その項目は食事の提供に要する費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代その他の費用等である。(別表参照)
- (4) 当施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は扶養者に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、利用者又は扶養者の同意を得る。
- (5) 利用料等の支払いを受けたときは個別の費用ごとに区分し記載した領収書を交付する。

- (6) 当施設は、第3項に定める利用料について経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の一ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、大阪市の区域とする。

(身体拘束の原則禁止の項)

第12条 当施設は、身体拘束ゼロに向けて委員会を設置して積極的に取り組み、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。

- 2 職員は身体拘束の弊害を熟知し、身体拘束を誘発する状況を減らし、環境整備・応援態勢の確保に十分留意する。
- 3 職員は常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合とし、その態様及び時間、理由を記録する。

(高齢者虐待防止等のための取り組み)

第13条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整備し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。またあらゆる場面を想定し、防止に向けた訓練を実施する
- 3 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 5 虐待防止委員会と担当者を設置し、積極的に虐待防止に取り組む体制を構築する。

(褥瘡防止対策)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 利用者は互いに助け合って明るく楽しい、秩序ある通所リハビリテーションを通じて自己を高め障害等の回復に努めなければならない。
- ・ 明るく楽しい通所リハビリテーションを過ごすために、他の利用者に迷惑をかけるように努めなければならない。
- ・ 通所リハビリテーションで快適に過ごすために、身の回りの美化に努めなければならない。
- ・ 施設内は禁煙とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 住所、扶養者等変更を生じたときは、すみやかに施設に届けなければならない。
- ・ 施設内の備品等無断で持ち出してはいけない。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火気・消防等についての責任者を定める。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回  
(うち1回は、夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・随時  
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることから、地域住民に参加を促し防災訓練を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第17条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、かかりつけの医師又は協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
  - 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

- 第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第19条 当施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人淀井病院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  - 4 定期的に鼠族、害虫防除を行う。

(苦情処理)

- 第23条 通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処する為に、必要な措置を講ずるとともに、利用者からの苦情を受けやすくする為に苦情箱を設置し、迅速適切に対応し、その内容を掲示等の方法により公表するものとする。
- 2 当施設は苦情の窓口を設置するとともに、施設以外の相談窓口(地域包括支援センター、東住吉区、大阪市、大阪府および国民健康保険団体連合会)を掲示する。
  - 3 当施設は提供した通所リハビリテーションに関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 4 当施設は通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体

連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は扶養者等の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(栄養管理)

第25条 利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生管理)

第26条 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(感染症対策)

第27条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の強化に努める事とする。当施設は、職員の感染症対策のために年2回研修の機会を設けるものとし、また、現行の委員会の開催、指針の整備、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(業務継続に向けた取組)

第28条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるガイドラインを構築する観点から、当施設の業務継続計画(BCP)を策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(ハラスメント対策)

第29条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化し、必要な対策を実施する。

(認知症に係る基礎的な研修の受講)

第30条 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、当施設の従事者の認知症対応力を向上させていくため、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第31条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報の保護については、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、通所リハビリテーションに関する記録を整備し、通所リハビリテーションを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、当施設での認知症に係る取り組み、研修の受講状況等について、介護サービス情報公表制度において公表するものとする
- 5 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人淀井病院と介護老人保健施設桑の実の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 1• この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

2. この運営規程は、平成20年4月1日より施行する。
3. この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。
4. この運営規程は、平成23年7月1日より施行する。
5. この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。
6. この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
7. この運営規程は、平成29年3月1日より施行する。
8. この運営規程は、平成30年10月1日より施行する。
9. この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。
10. この運営規程は、令和5年3月1日より施行する。

## 介護老人保健施設 桑の実 施設サービス運営規程

運営規定設置の主旨	職員の服務規律
施設の目的	職員の質の確保
運営の方針	職員の勤務条件
施設の名称及び所在地等	職員の健康管理
従業者の職種、員数	衛生管理
従業者の職務内容	苦情処理
入所定員	守秘義務及び個人情報保護
介護老人保健施設のサービス内容	栄養管理
利用料及びその他費用	口腔衛生
身体拘束の原則禁止の項	感染症対策
高齢者虐待防止等のための取り組み	業務継続に向けた取り組み
褥瘡防止対策	ハラスメント対策
施設の利用に当たっての留意事項	認知症に係る基礎的な研修の受講
非常災害対策	その他運営に関する重要事項
事故発生の防止及び発生時の対応	附則

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人淀井病院が開設する介護老人保健施設桑の実（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、

施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者がそれぞれ心身の状況にあった生活を過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又は扶養者等に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は扶養者の了解を得ることとする。
- 7 前項の外、介護保険法に定める人員、設備、運営に関する基準に定める内容を遵守し、施設の運営を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 桑の実
- (2) 開設年月日 平成11年11月1日
- (3) 所在地 大阪市東住吉区桑津4丁目4番5号
- (4) 電話番号 06-6710-7555 FAX番号06-6710-7558
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2750880029)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                  |         |    |
|------------------|---------|----|
| (1) 管理者          |         | 1人 |
| (2) 医師           | 1人(常勤)  |    |
| (3) 薬剤師          | 0.33人以上 |    |
| (4) 看護職員         | 10人以上   |    |
| (5) 介護職員         | 24人以上   |    |
| (6) 支援相談員        | 1人以上    |    |
| (7) 理学療法士又は作業療法士 | 1人以上    |    |
| (8) 管理栄養士又は栄養士   | 1人以上    |    |
| (9) 介護支援専門員      | 1人以上    |    |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の処方に基づき利用者の薬の管理を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の健康管理、保健衛生及び医療看護、介護等  
についてのすべての業務にあたり、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行うと共に理学療法士、作業療法士の補佐にあたる。
- (6) 支援相談員は、利用者及び扶養者等からの相談に適切に応じるとともに、地域包括支援センター及び市町村との連携を図るほか、利用者の生活内容の充実を計るための企画と実施並びに記録等の業務にあたる。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画

- 書を作成するとともに、リハビリテーションを指導・訓練・記録等の業務にあたる。
- (8) 管理栄養士は利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
  - (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の作成を行い、その有する能力、環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、要介護認定調査を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(介護老人保健施設のサービス内容)

- 第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。
- 2 リハビリテーション実施計画に基づきリハビリテーションを行う。
  - 3 生活援助のための日常動作訓練を行う。
  - 4 教養娯楽のための催し、理美容等の日常サービスを行う。
  - 5 利用者の扶養者等に対し、家庭復帰後の介護方法等適切な指導を行う。
  - 6 退所前後に自宅を訪問し、在宅復帰が円滑に進められるよう指導する。
  - 7 退所後の医療機関医師に対する情報提供を行なう。又、居宅介護支援事業所等に対し情報提供し、在宅サービスの提供の連携を行う。
  - 8 入所中、病状が悪化した際は、緊急的処置を行ない、適切に対応する。
  - 9 経口移行計画を作成し、経管栄養から経口栄養を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理を行なう。
  - 10 経口維持計画を作成し、経口維持を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理を行う。
  - 11 医師の指示に基づく療養食を提供する。

(利用料及びその他費用)

第9条 利用料及びその他費用を以下のとおりとする。

- (1) 当施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該施設サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- (2) 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、別表利用料一覧表に掲げる費用の額の支払いを受ける。その項目は居住費・食費、入所者が選定する特別な室料、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等である。（別表参照）
- (4) 食事に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。なお、居住に要する費用について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- (5) 居住に要する費用について、外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、外泊中のベッドを短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用者より短期入所の滞在費を徴収する。
- (6) 当施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者

又は扶養者等に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、入所者の同意を得る。

- (7) 利用料等の支払いを受けたときは、個別の費用ごとに区分し記載した領収書を交付する。
- (8) 当施設は、第3項に定める利用料について経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の一ヶ月前までに文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け、当該利用料を相当額に変更する。

(身体拘束の原則禁止の項)

第10条 当施設は、身体拘束ゼロに向けて委員会を設置して積極的に取り組み、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。

- 2 職員は身体拘束の弊害を熟知し、身体拘束を誘発する状況を減らし、環境整備・応援態勢の確保に十分留意する。
- 3 職員は常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合とし、その態様及び時間、理由を記録する。

(高齢者虐待防止等のための取り組み)

第11条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整備し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。またあらゆる場面を想定し、防止に向けた訓練を実施する
- 3 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 5 虐待防止委員会と担当者を設置し、積極的に虐待防止に取り組む体制を構築する。

(褥瘡防止対策)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 利用者は互いに助け合って明るく楽しい、秩序ある療養生活を通じて自己を高め障害等の回復に努めなければならない。
- ・ 明るく楽しい療養生活を過ごすために、他の利用者に迷惑をかけないように努めなければならない。
- ・ 療養生活を快適にするために、身の回りの美化に努めなければならない。
- ・ 面会人は、必ず面会簿に記入して、談話室で面会するように努めなければならない。
- ・ 外出・外泊するときは、所定の用紙に記入し施設の許可を得なければならない。
- ・ 施設内は禁煙とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 住所、扶養者等の変更が生じたときは、すみやかに施設に届けなければならない。
- ・ 施設内の備品等を無断で持ち出ししてはいけない。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火気・消防等についての責任者を定める。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回  
(うち1回は、夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・随時  
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることから、地域住民に参加を促し防災訓練を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第15条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、施設入所の提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
  - 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

- 第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第17条 当施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人淀井病院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  - 4 定期的に鼠族、害虫防除を行う。

(苦情処理)

- 第21条 施設入所の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処する為に、必要な措置を講ずるとともに、利用者からの苦情を受けやすくする為に苦情箱を設置し、迅速適切に対応し、その内容を掲示等の方法により公表するものとする。
- 2 当施設は苦情の窓口を設置するとともに、施設以外の相談窓口(地域包括支援センター、東

住吉区、大阪市、大阪府および国民健康保険団体連合会)を掲示する。

- 3 当施設は提供した入所に関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当施設は入所に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は扶養者等の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(栄養管理)

第23条 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生管理)

第24条 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(感染症対策)

第25条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の強化に努める事とする。当施設は、職員の感染症対策のために年2回研修の機会を設けるものとし、また、現行の委員会の開催、指針の整備、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(業務継続に向けた取組)

第26条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるガイドラインを構築する観点から、当施設の業務継続計画(BCP)を策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施をする。

(ハラスメント対策)

第27条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化し、必要な対策を実施する。

(認知症に係る基礎的な研修の受講)

第28条 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、当施設の従事者の認知症対応力を向上させていくため、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第29条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報の保護については、施設内に掲示する。
  - 3 当施設は、入所に関する記録を整備し、入所した日から5年間保存するものとする。
  - 4 認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、当施設での認知症に係る取り組み、研修の受講状況等について、介護サービス情報公表制度において公表するものとする。
  - 5 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人淀井病院と介護老人保健施設桑の実の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 1・ この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 2・ この運営規程は、平成20年4月1日より施行する。
- 3・ この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 4・ この運営規程は、平成23年7月1日より施行する。
- 5・ この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。
- 6・ この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 7・ この運営規程は、平成28年4月1日より施行する。
- 8・ この運営規程は、平成29年3月1日より施行する。
- 9・ この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 10・ この運営規程は、令和5年3月1日より施行する。